

産業建設委員協議会記録

開会年月日	平成25年2月1日
開会時刻	午後0時59分
閉会時刻	午後3時11分
出席委員名	◎小山 敏 ○岡田 善行 辻 孝記 品川 幸久
	山根 隆司 上田 修一 工村 一三 山本 正一
	世古口新吾
	杉村定男議長
欠席委員名	なし
署名者	
担当書記	中野 諭
協議案件	放置自転車対策について
	一級河川宮川の改修その後の経過について（報告案件）
	伊勢市土地開発公社の今後のあり方について（報告案件）
	伊勢都市計画道路高向小俣線ほかの変更について（報告案件）
	内宮周辺伊勢市営有料駐車場利用者特典について（報告案件）
	伊勢市の観光PRキャラクターについて（報告案件）
	伊勢フットボールヴィレッジについて（報告案件）
	管外行政視察について
説明員	産業観光部長、都市整備部長、都市整備部次長、産業観光部参事
	都市整備部参事、観光企画課長、観光事業課長、交通政策課長
	都市計画課長、用地課長（嘱託員）、その他関係参与

☆協議経過並びに概要

小山委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、協議案件として「放置自転車対策について」の説明および報告案件として「一級河川宮川の改修その後の経過について」「伊勢市土地開発公社の今後のあり方について」「伊勢都市計画道路高向小俣線ほかの変更について」「内宮周辺伊勢市営有料駐車場利用者特典について」「伊勢市の観光PRキャラクターについて」「伊勢フットボールヴィレッジについて」の報告を順次当局から受け、若干の質疑を行った後、聞きおくこととし、次に「管外行政視察について」を協議し、平成25年度の実施を決定して協議会を閉会した。

なお概要は次のとおりです。

○小山委員長

ただいまから、産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

それでは会議に入ります。

本日御協議願います案件は、協議案件として、「1、放置自転車対策について」、報告案件としまして「2、一級河川宮川の改修その後の経過について」「3、伊勢市土地開発公社の今後のあり方について」「4、伊勢都市計画道路高向小俣線ほかの変更について」、「5、内宮周辺伊勢市営有料駐車場利用者特典について」「6、伊勢市の観光PRキャラクターについて」、通知にはございませんが、報告案件として、「7、伊勢フットボールヴィレッジについて」及び「8、管外行政視察について」の以上8件でございます。

議事の進め方につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎小山委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らわせていただきます。

議員間の自由討議については申し出がございましたら、随時行いたいと思いますので、そのときに申し出てください。

放置自転車対策について

◎小山委員長

それでは「放置自転車対策について」を御協議願います。

当局の説明を求めます。

部長。

●宮田都市整備部長

本日は、大変御多忙のところ産業建設委員協議会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、先ほど委員長から御案内のありましたとおり、協議案件といたしまして、放置自転車対策についての1件と、報告案件といたしまして一級河川宮川の改修その後の経過についてほか4件でございます。

またその他といたしまして、急遽追加で産業観光部から1件報告させていただきます。

あわせてよろしくお願いたします。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎小山委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

それでは「放置自転車対策について」御説明申し上げます。

本市の放置自転車対策については、駐輪場における自転車等の長期放置を防止するため、自転車の整理や機能喪失となった自転車の撤去などを行い、美観の確保、道路の安全運行確保に努めているところでございます。

しかしながら、収容台数を超える利用がある駐輪場においては、整理を行うものの、収まりきらない自転車が道路にあふれだし、また、長期にわたり放置する自転車が跡を絶たず、駐輪場の管理にも問題が生じている現状にあります。

そのため、今回、新たに条例を制定し、放置自転車に対して適正な管理を行いたいとするものでございます。

1ページをごらんください。

条例の骨子案を御説明申し上げます。

まず、第1の目的といたしまして、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、通行機能の確保及び市民生活の安全を図るとともに、良好な都市環境を保持することとしております。

その目的を達成するため、第3と第4に市や道路管理者の責務を、第5に施設の設置者及び管理者の責務を、また、第6に自転車の利用者の責務を、第7には自転車小売業の責務を掲げております。

次に、第8で放置禁止区域の指定を行うこととし、禁止区域には自転車等を放置し

てはならないこととしております。

第 10 では禁止区域において放置した自転車等については、直ちに撤去できるようにしております。

また、第 11 の放置禁止区域外の公共の場所や第 12 の自転車等駐車場においての放置自転車等に対しても、移動あるいは撤去をすることを可能といたしております。

次に、第 16 では撤去した自転車等を一定期間保管した後、売却または廃棄等の処分が出来ることといたしました。

また、第 17 では撤去や保管または廃棄に要した費用として、自転車は 1 台 1,000 円、原動機付自転車については 1 台 2,000 円の徴収ができることとしました。

次に、第 18 では自転車等の駐車対策となる駐車禁止区域など重要事項の調査審議する機関として、対策協議会を設置することといたしました。

6 ページをごらんください。

今後の予定として、ただいま御説明申し上げた条例の骨子案を 3 月 1 日から 3 月 29 日までの 4 週間、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様から御意見を募集したいと考えています。その後、いただいた御意見の整理、調整を行い、市議会 6 月定例会に議案の提出を行いたいと考えております。

また、議会での議決をいただければ、条例施行に向けて市民の皆様への周知及び看板等の整備工事を行い、平成 26 年 2 月から施行できるようにと考えております。

次に、宇治山田駅周辺における駐輪場について、御説明申し上げます。

7 ページをごらんください。

宇治山田駅周辺の駐輪場は、現在 3 カ所の駐輪場があり、260 台の収容能力がありますが、8 ページ、9 ページ、10 ページの写真のとおり、それぞれの駐輪場に収まりきらず、道路に自転車などがあふれだし、道路交通に支障をきたしております。

特に 8 ページの第 1 駐輪場は、大喜さんの裏手になる市道横の水路部分の上を利用しているため、駐車枠に駐車できない自転車が無秩序に道路にはみ出し、道路交通の安全と円滑が保たれていない状況となっております。

このため、容量不足となる分の駐輪場を新たに確保し、駅周辺における美観の確保、道路交通の安全の確保及び駐輪場の適正な管理を図りたいと考えているところでございます。

確保が必要な台数につきましては、これまでの実態調査から、市管理の駐輪場から溢れていた台数が約 340 台となっており、宇治山田駅周辺での駐輪場においては、全体で約 600 台が必要ではないかと考えているところでございます。

駐輪機能として形状的に問題の多い第 1、第 2 駐輪場を将来的に閉鎖した場合を考慮すると、今回、約 500 台に相当する駐輪場の確保が必要であると考えております。

場所につきましては、駅周辺ということもあり、現在のところ見込みもないことから、用地を譲ってくれる方を募りたいと考えております。

11 ページをごらんください。

用地の選定については、駅から近いものを優先し、用地の規模は、おおむね500台程度が駐車できる土地とし、一団の土地で収容できない場合は複数の土地を組み合わせで確保したいと考えています。

また、道路環境として、土地に接続する道路の幅が広いことや土地の形状が、整った形の土地であり、総面積に対して、より多くの駐車が可能な土地を優先したいなどのことも考慮し、総合的に判断したいと考えております。

次に、駐輪場の用地募集要領について御説明します。

12ページをごらんください。

「①土地の希望位置」は、宇治山田駅を中心におおむね半径300メートルの範囲といたします。13ページの地図と合わせてごらんください。

「②土地の大きさ」は、求める用地として約200～1,000平方メートル程度のまとまった一団の土地とし、筆数は複数でも可といたしました。

「③土地形状」につきましては、長方形で効率の良い形を理想としますが、自転車及び原動機付自転車が駐車できる形状であれば、可としたいと考えております

次に、「④買取価格」につきましては、不動産鑑定評価による価格とし、実測量面積での買い取りといたしました。

「⑤その他」といたしまして、まず、更地状態であることとし、家屋等があれば取り壊した後の土地のみの価格といたしました。

次に、土地境界が確定していることとし、また自動車が通行できる道路に面した土地であることといたしました。これは撤去等に伴う作業車の出入りを考慮しているものでございます。

所有権移転の登記にかかる経費については、市において負担することといたしました。

応募者は土地所有者を原則といたしました。また、申し入れ後の調査のため、事前に土地へ立ち入ることを記載いたしました。

なお、募集者が多数になった場合、買い取りをお断りすることがある旨も記載いたしました。

次に、用地取得希望日につきましては、平成25年度内といたしました。募集期間は、平成25年4月15日から平成25年5月14日までとしました。

応募方法につきましては、交通政策課窓口にて、直接申し込んでいただくようにいたしました。

これは、申し込みの時に、他のことも確認ができると考え、直接申し込みといたしました。

13 ページをごらんください。

今後の予定につきましては、用地の募集を行った後、庁内にて候補地の選定につい

て協議し、6月頃、産業建設委員協議会にて候補地の報告を行いたいと考えております。そして、条例の施行開始の平成26年2月までに、用地取得の契約及び駐輪場の整備工事を行いたいと考えているところでございます。

なお、本事業は、山田ルネサンスゾーン地区都市再生整備計画事業の位置づけを行い、社会資本整備総合交付金として、国から10分の4の国費を充てることとしております。

また、この度の国の経済対策に合わせ要望も行っているところで、認めていただければ、3月補正で対応していきたいと考えているところでございます。

以上、放置自転車対策について御説明申し上げます。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎小山委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。

吉井委員。

○吉井委員

今回この生活に密着した条例と駐輪場の対策について大変期待をいたしたいと思います。

まず宇治山田駅から対策を始めるようにしていただいたのだということを理解いたします。そこで宇治山田駅以外にも、私ども普段の生活の中で目にいたします近鉄の五十鈴川駅でありますとか、宮町駅、明野駅、またJRの宮川駅なども駐輪場からはみ出しているような状態とかが見受けられるのですが、他の駅についてはどのように実態を今把握されているのかお聞かせ願いたいと思います。

◎小山委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

現在駐輪場については、撤去とか、そういうような管理については、この伊勢市駅、あるいは宇治山田駅以外は1年に1度の整理を行っているところでございます。

◎小山委員長

ちょっと不十分ではなかったのかな。もう一度お願いします。

●中村交通政策課長

整理は1年に行っているところで、今後の対応といたしましては、駐輪場の禁止区域だとか、そのようなものも総合的に全駐輪、私どもが管理している駐輪区域について、駐輪

場について、対応していきたいと考えております。

◎小山委員長

吉井委員。

○吉井委員

ちょっとその整理の内容を教えてください。

◎小山委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

放置自転車につきましては、宇治山田駅、伊勢市駅は毎日整理員をおいております。

それ以外のところには整理員は置いておりませんが、あふれる状態で、状況も見ながら、市の担当が見た状態で、大体毎年1年に1度、絵符をつけまして所有者がいない放置された自転車と思われる自転車を処分しているところでございます。

◎小山委員長

吉井委員。

○吉井委員

わかりました。今もまず絵符を付けて、警告をまずして、それから撤去という形で、条例でうたわれているような内容のことを既に1年に1度であるけれども、しているということで理解をいたしましたのですが、今後この条例もできることですので、さらに強化をしていただきたいなど、他の駅のことについても強化をし、また鉄道会社にも協力を願うようにお願いしたいと思います。

次に、第17のところの費用のところですが、特別の理由があると認めるときはとあるのですが、この辺でやはり想像できるのは、盗難車の場合とかはどうなるのかなというような、私ども読んでおって思ったわけですが、この盗難車に関する対応についてどのようにお考えか教えてください。

◎小山委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

盗難車につきましては、警察に盗難が出ると考えられますので、それとの調整連携を図

っていきたいと考えております。

◎小山委員長

吉井委員。

○吉井委員

警察との連携もしっかり図っていくということで、またこの協議会なども設置されるのでそこら辺も話し合いをしっかりとしていくという理解でよろしいでしょうか。

◎小山委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

はい、そのとおりでございます。

◎小山委員長

吉井委員。

○吉井委員

登録でありますとか、そういうことの強化の方もしっかりとさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上で結構です。

◎小山委員長

工村委員。

○工村委員

この件に関しまして、数点ちょっとお伺いしたいと思います。また確認したいこともございますので、よろしくお願いします。

まず、第4条から第6条におきまして、道路管理者の責務のところですが、例えば道路管理者、それから鉄道事業者、一般旅客自動車運送事業者、バス、タクシーの事業者ですね、それから利用者の責務とありまして、その中で必ずもうこの下のほうに市の実施する施策に積極的に協力しなければならないこととしますというのが、4条、5条、6条に入っております。

ですけど、7条ところの売り手のほうというか、自転車の小売業者の責務のところについては、その言葉が入っておりません。私もふと思いますけれども、この売り手のほう、売り業者にもこういうふうな網掛けをする必要があると思う、もちろん彼らは商売で自転

車を売っておりますので、その辺どのような意図でこれを外してあるのかお聞きしたいと思いをします。

◎小山委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

特に意図はないのですが、当然ながら、今、委員のおっしゃるとおり小売業者も市の実施する施策には協力をしていただきたいわけですので、その辺のことも今後検討してまいりたいと思いをします。

◎小山委員長
工村委員。

○工村委員

そうしますと、この市の実施する施策に積極的に協力という言葉は今後入れていただけるといふような方向で検討してもらおうということによろしいでしょうか。

◎小山委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

パブリックコメントはこの形で出ささせていただきます、そして、その後もう一度整理する機会がございますので、その辺のこともあわせてお示しをしたいと考えております。

◎小山委員長
工村委員。

○工村委員

実際に私はこれ必要だと思うんですよね。売り手のほうは。なぜ自転車売る人たちがこういうふうな網掛けがないのかと、その点、非常に疑問に思います。その辺ぜひ加えていただけるように検討をお願いしたいと思いをします。

それから2つ目として、今、吉井委員からも他の駅の話も出ました。今回主に宇治山田の駅を中心に政策が練られると思いをします。

またこの対策についての条例におきましては公共の場所という言葉が、第2条の6の項に入っておりますが、伊勢市全体の市が実施したい政策というのが、この宇治山田の関

連だけでいいのかどうかと、それと対策だけで施策が入ってないように思います。その辺については全体的に伊勢市としてどういうふうな思いがあるのか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

◎小山委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

宇治山田駅だけを対象としているわけではございません。今回、特に宇治山田駅の自転車があふれ返っておるという状態で早急に手を打たなければならないと、条例とは別のものと考えております。

条例につきましては、伊勢市全域を同等に考えておりますので、同じようなところの部分で、ただ、伊勢市駅あるいは宇治山田駅が1番やはり駐車禁止区域という部分での査定は中心になるのかなとは思いますが、その辺は、今後協議会の中で、専門家の意見も仰ぎたいと考えているところでございます。

◎小山委員長
工村委員。

○工村委員

放置自転車の対策だけが出てきまして、全体的なこの放置自転車あるいは、自転車に対する伊勢市としての具体的な施策というのは、この中からは感じられないんですね。施策があつて対策があるんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺をどういうふうに感じられていますでしょうか。

◎小山委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

今回は、放置自転車対策ということで御協議を願っていると、こういうことでありまして施策については、今後駐輪場の確保とか、そういうような形になるのかなと思っております。

そこで、宇治山田駅については特に条例が先行しても放置の対策は練られないと、あるいは今年度24年度の6月補正でも認めていただきましたが、高向、南北幹線の高架下にも放置の一時保管場ということでそういう対策も講じてきておりまして、まずは保管場所とか、そういう施策も打ってきているところでございます。

◎小山委員長

工村委員。

○工村委員

今後 18 条の対策協議会が設置されるということですので、市として一応思いを、この協議会とともにひとつ今後の施策を考えていていただきたいなというふうに思います。

第 5 条のところ、施設の設置者及び管理者の責務ということですが、土地の買収という内容のものが、用地選定基準とか出てきておりますが、例えば運輸業者とか鉄道業者が、駐輪場を設置するようにと第 5 条で定められておりますけど、この用地、鉄道業者あるいは運送業者が持っている自社所有地を提供してもらえるかどうかと。またその費用の一部を伊勢市が負担すると、土地のですね。そういうことを現在想定しているのでしょうか。全部を鉄道運輸業者が提供するんやとか、あるいは一部を市が持つんやとか、その辺はどのように考えておるんか。私自身はこれについて想定をすべきと考えておるんですけど、一部負担を市のほうが。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

◎小山委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

現在、JR はないのですが、近鉄におきましては、明野駅、宮町駅、伊勢市駅、宇治山田駅ということで伊勢市が土地を借りております。

例えば宇治山田駅でいきますと、系列会社の有料駐輪場の提供を構内とかということで、近鉄がやってくれておるといような理解をしております。

経営は系列会社ということになっておりますが、そのようにして土地があるところについては、近鉄も JR も協力的にさせていただいておると考えております。

JR については、土地というようなことではありませんが、協議とかそういうことについても特にしてございます。

◎小山委員長

工村委員。

○工村委員

そうしますと近鉄さんにどのような形で、お金を払っておるのか。お借りしておる土地代ですね、その辺は明確になっておるわけですか。

◎小山委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

これはですね、これまでもそれぞれの単価で、継続して今契約しているのは25年3月31日までということで、それぞれの物件にあわせて月額いくらということで、ずっと以前から契約をして支払いしているところでございます。

◎小山委員長
工村委員。

○工村委員

そうしますと極端な場合、全面的に伊勢市がその土地代をお借りして業者さんに払っておるといふ形で、逆に今度は企業、運輸業者さん、近鉄さんとか、そこの費用負担というのは一切関係なしに、ほとんど100%市がその分を払っているという解釈でよろしいでしょうか。評価額に対してとか、そういう面で。

◎小山委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

土地を借りるということについては100%、こちらがお借りしとると、こういうことになります。折半でとか、そういう考え方はございません。

何しろ駅のことですので、まず土地がなかなかありませんので、その辺のことが苦労しているところでございます。

◎小山委員長
工村委員。

○工村委員

そうすると、今後またこれ例えば近鉄で500台ぐらいどうしても都合をせないかんという話になってくると、近鉄さんがまたこの土地を使ってくださいよということになれば、買い取りじゃなしに今後もそのような方向に進めていくと解釈してよろしいでしょうか。

◎小山委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

近鉄さんには既に用地はありませんかという確認をしておりますが、現在のところは、これ以上ないということの回答も得ておりますので、期待はできないと思いますが、これによって申し入れをしていただいたら、それはまたそれとして別途の検討をしていきたいと考えております。

◎小山委員長

工村委員。

○工村委員

今度は17条のところでお聞きしたいのですが、先ほどの説明によりますと、自転車が1,000円、原付が2,000円ということで、費用の徴収をするんだという御説明がございました。

実際これ自転車を撤去して搬送して、人件費とか搬送費とかそういうふうなのを含めると、果たして1,000円、2,000円で賄いきれるのかという心配が、非常に安いんじゃないかという気がします。

もう一つは、これ抑止力がこれからは必要だと思いますので、果たしてこの安い値段で抑止力になるのか、あるいは市の負担が非常にふえるんじゃないかというふうな気がしています。ここの1,000円、2,000円をどういうふうに算出したのか、その根拠をまずお聞かせを願いたいと思います。

◎小山委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

委員のおっしゃるとおり、その1,000円、2,000円で賄えるものとは考えておりません。これにつきましては、三重県内の既に条例を施行されている市を参考に、この金額あたりが妥当だと考えて今回お示しをいたしました。

それでこれが安いか高いかというのもまたパブリックコメントで御意見をいただきたいと思いますが、いずれにしても、収支の決算であわせるという考え方はもっておりません。抑止力になればということで、今回、よその例に倣って金額の設定をいたしたところでございます。

◎小山委員長

工村委員。

○工村委員

実際本当にこの1,000円、2,000円で抑止力になるかというのを非常に心配します。これ、県内というと、どこと、どこを調査されたのでしょうか。

◎小山委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

県内で申しますと、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市というところでの金額を把握しております。

◎小山委員長

工村委員。

○工村委員

そうしますと、桑名、四日市、津は1,000円というふうに解釈してよろしいでしょうか。

◎小山委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

金額を順番に申し上げますと、桑名市が1,500円と2,000円、四日市市が1,000円、これ原付はありません。鈴鹿市が1,500円と2,000円。津市が1,000円と2,000円。松阪市が1,500円、原付はございません、ということで1,000円と2,000円ということで、今回お示しをしたものでございます。

◎小山委員長

工村委員。

○工村委員

今後、いろんな面で検討をお願いしたいと思います。

それから、この条例を制定していただく予定であります。それでこの条例をつくることによって、本当に放置自転車が減るのかと。対症的なものであって、一時的なものではないのかというふうな気がします。

本来ならば何で放置自転車が減らないのだろうかとか、あるいはゼロにするための目標

はこうだとかというのを設定していく必要があると思うんですけど、その辺について考えがあるのか、お聞かせを願いたいと思います。

◎小山委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

これにつきましては、お恥ずかしい話ですが、条例すらもなかったということがひとつあります。条例によって、まず自転車を整理する権限を市としてはいるんだということをございまして、当然ながら放置なり、盗難とかという防犯上のことも自転車の場合はあるかと思しますので、その辺は今後警察等で御指導も仰ぎながら、お示ししていきたいと考えております。

◎小山委員長
工村委員。

○工村委員

そうしますと、今後協議会を設置されるということですけど、この協議会については、どういうふうなメンバーでどういうふうな考え方で、基本的には放置自転車をゼロにしていくんだという考え方で設置されるのか、その辺を御説明願いたいと思います。

◎小山委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

今回の目的としては、権利を制限することになりますので、平たく言えば駐車禁止区域を設けるといことは、市民の権利を制限することになります。そのため、関係機関といたしまして、行政の機関、行政機関の中では、警察、県民センター、伊勢市というようなメンバーで考えております。

関係団体といたしましては、自治会とか、あるいは自転車組合、あるいは安全協会というようなあたりを考えております。

鉄道事業者については、JR、近鉄ということ、その他、地域住民というような、地元住民というような形になるのかなど。

市長が認めた者ということで、また今後パブリックコメントでの御意見もいただきながらふえるかもわかりませんが、想定できるのは、あとは学校関係、高校関係ですね、自転車の利用者というふうこと、あるいは三重交通とか、その防犯の関係課がひょっとし

たら考えられるかなと考えておるところでございます。

◎小山委員長

工村委員。

○工村委員

これはあくまでも放置自転車を減らすという目的のためにこの条例を制定するんだという意気込みの中でやっていっていただきたいなというふうに感じます。

最後になりますけれども、安全教育とかマナーの向上とか、あるいは走行空間の整備、自転車の全体の総合計画というのが、こういうことも必要ですけど、この中の一部ですけど、そういうふうなのを今後制定していくというふうな考えはあるんでしょうか。

◎小山委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

今後のことですので、少し申し上げにくいんですが、今回は放置自転車の対策と、何遍も申しますように放置の対策ということであげていまして、自転車については、大きな総合計画的な部分については、大きくは掲げておりませんので、また今後、研究していきたいと考えております。

◎小山委員長

工村委員。

○工村委員

部長、どうでしょうか、今後の自転車対策について。

◎小山委員長

都市整備部長。

●宮田都市整備部長

今回の放置自転車対策といたしましては、かねてより議員さんからも御指摘をいただいております。というのは、自転車の置き場はありますが、それ以上に自転車がありまして、本当に市民の方、通勤者の方が、そこへ置きたくても置けないという二重、三重の状態でございます。ですので、今回条例をして、今までは自転車は人の所有者でありますので、勝手に取り上げることができませんでした。

しかしながら今回の条例によりまして、本当に禁止区域、そのところは即撤去して、保管していくということになるところでございます。

工村委員の言われた総合政策ということでございますが、当然マナー向上とか、小学校、中学校あるいは高校で、子どもは、警察と一緒に教室も開いております。自転車の総合政策ということで、自転車でそういったことは今現在、1カ所ですね、1カ所、ちょっと実験的にやっております、それからいろいろですね、今伊勢市の道路状況というのは本当に狭いところが多いとございます。まず歩行者の安全が第一でございます。

その次に自転車レーンがあれば、それにこしたことはないということで、自転車で観光地を回れるということもありますので、今後十分検討して、生かしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

◎小山委員長

他に・・・世古口委員。

○世古口委員

私も放置自転車対策についてお伺いしていきたいと思えます。

まず放置自転車対策ということでございますので、先ほどからいろいろと質疑をされておりますので、私のほうからは、基本的な部分についてどのように考えておられるのか、こういったことについてお聞かせ願いたいと思えます。

放置自転車と申しますと、盗難車ですが、足代わりにその辺にあるやつを乗ってきて放っていくとか、そういったことが非常に多いのではないかと判断するわけです。自分の愛用の自転車であれば、絶対に放置するようなことはないと思えます。そういった観点でいろいろと質問してまいりたいと思えます。

放置自転車対策の目的ということで、第1条に書かれております。そういった中を考えた場合に放置自転車が各所であふれているということで、担当課長から説明があったわけでございますが、1年に1度の整理で果たして対応はできるのかなと、疑問に私は思うわけです。もっと回数をふやすとか、そういったことが必要ではないのかな。そして、後で出てくるわけでございますが、いろんな問題点もございまして順序を追って説明を願いたいと思えます。

1年に1回の整理で、課長、果たしてこういった問題が整理できるのかなとこのように思えますので、この辺につきましてちょっと答弁願いたいと思えます。

◎小山委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

1年に1度というのは、宇治山田駅と伊勢市駅については2回ほどしておるんですが、2回、3回程度やっておるんですか、経費的なこともありまして、そういう形に現在なっておるところでございます。

ただ、そういうことではいけないということで、今回条例もつくって、それで対策費も、今後、またこれからの議会になりますますが計上させていただきまして、2月あるいは3月に一遍ぐらいの整理はせめてできるように、一時保管場所も確保したととところでございますので、順次、そのような対策をしているところでございます。

◎小山委員長

他に・・・世古口委員。

○世古口委員

大体、店舗とか、人の寄るようなところで放置自転車は多いわけです、駅以外でも。そういったところでもチェックして3か月間札をつけておいて、その間に申し出がないと、即撤去しておる。そういったこともございます。

そうでないと、どんどんどんどん放置自転車がふえていくんで、そういう対応をしておるようなことも聞きますし、ほとんどそうだと思います。

そうした中で、いつまでもいつまでもそういった対応ではいかんと思うんでしっかりその辺はやっていただきたいと思います。

第9条ですか、放置の禁止ということで、禁止区域に自転車を放置してはならないということであつたわけしておりますが、これらに対する条文は、条文として、どういった、中身の問題として、罰則規定とか、そういったものを考えていく必要があるのではなからうかと思っておりますが、その辺はどうですか。

◎小山委員長

交通政策課長。

●中村交通政策課長

禁止区域というのは、先ほどから出ております協議会で位置も決定していただくという形に、最終的には市の権限でという格好になるかと思っておりますが、この禁止区域を、できましたならばそこへ置いたら、今は先ほどのように絵符をつけて、1週間なりあるいは2週間なりを見て、撤去ができるというような形になるわけですが、禁止区域においては、直ちに撤去できるというような条文を入れたいと考えております

◎小山委員長
世古口委員。

○世古口委員

わかりました。11条のほうでちょっとお聞きしたいと思います。

禁止区域外の放置自転車の措置ということで、うたわれておりますが、適当な場所に移動する、指導することができるということで、また指導を受けたものは、これに従わない場合は、規則の定める期間を超えて自転車等を放置していると認めるときは、その自転車撤去するということですが、先ほど若干ちょっとよく似た答弁をいただいたわけですが、どれぐらいの期間を設定して、やっぱりこれは短い期間でないといつまでもだらだらとしては、整理がつかんと思いますので、どのように考えておるのかお聞かせ願いたいと思います。

◎小山委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

禁止区域以外の場所については、7日間を考えております。

◎小山委員長
世古口委員。

○世古口委員

わかりました。その場合に7日間ぐらい放置してというか、放置した自転車を7日後ぐらいに撤去したということで、指導も含めてやるということですが、撤去した自転車の保管等、これについても、盗難自転車でありますと、警察あるいは自転車屋へ、登録番号とか、そういうものを調べてチェックが出てくる場合があると思います。

この場合にやっぱりいろいろな処分に対する対応ですか、それについても考えを聞かせていただきたいと思います。

◎小山委員長
交通政策課長

●中村交通政策課長

盗難車につきましては、先ほども申しましたが、警察等への問い合わせ等で照合して、番号照合していくということになるかと思えます。

またそういう意味では、防犯登録を小売業者の段階から、そういう登録を強制といえますか、してくださいと。それが今現在のところ、条例もありませんので、市としては、なかなか指導がしにくいという状態でありますので、いろいろな御意見、先ほどからいただいておりますが、そのために条例をつくりたいという覚悟でおりますので、その辺のことを御理解いただきたいと思います。

◎小山委員長
世古口委員。

○世古口委員
期待しておりますので、しっかりやってください。

◎小山委員長
他に御発言は・・・品川委員。

○品川委員
少しだけさせていただきたいと思います。
先ほど課長から1年に一遍ぐらいは調査をしておるといふような話があってですね、私もあふれておるのが340台ということでびっくりしておるんですけども、この間、宇治山田駅前が整備をされましたよね。
そのときになぜこういう問題を放置して、ああいうことをやられたのかな。宇治山田駅前を整備するときに、伊勢市駅前であると駐輪場の問題も一緒に入っていましたよね。宇治山田を整備するときに当然この施策の中に、こういう放置自転車の話、もう何年も前からこういうふうな状態であることがわかっておったのであれば、当然あそこを整備するときの一つの案としてそれが入っておらなければいけなかったのではないかなと私は思うのですが、そこら辺はどのように整理されていますか。

◎小山委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長
委員御指摘のとおりだと思います。そういう意味では、交通政策としても積極的に宇治山田駅整備の中に入れていかなければならなかったと思いますが、少しおくれましたが、条例とともに整備を図っていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎小山委員長
品川委員。

○品川委員

それと、土地を買うということで希望の土地に円が書いてあるわけですが、この中に市が持っている財産はないということよろしいですか。

◎小山委員長
交通政策課長。

●中村交通政策課長

一部はございますが、今把握している市の土地としては、500台は置ける土地ではないと、あるいは駐輪場に適していないと、このように現在のところは考えているところです。

◎小山委員長
品川委員。

○品川委員

昔、JRの土地を買わへんかというふうな話もあったと思うんで、ちょうどこれを見ると、円を見ると、1番近いところが伊勢市駅に近いですよね、ほとんどね。ここら辺で簡単に、じゃあうちが、土地が欲しいからといって公募しても出るもんやないと思うので、まず本来なら、できるだけ近場を歩いて、そののこのところを利用できないかというのでお願いをする方が、まず先かなというふうに私は思っておるんですけどこの辺はどうですか。

◎小山委員長
交通対策課長。

●中村交通政策課長

委員仰せのとおりですね、そう簡単に出るものではないとも思っております。ただ、なかなかないとはいえ、一人一人当たるわけにもいきませんので、今回公募ということで皆さんにまずお聞きをして、その中で、こちらで出た中で選ばせていただくということで、こちらの知らない情報の中で動くよりは皆さんにお示しをして、まずは、市の土地も含めまして、出してから、皆さんにもお示しをしていきたいと。それで、候補地を出したうえで、また、決定をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎小山委員長

品川委員。

○品川委員

公有財産もあるとすれば、そこのところも含めてしっかり御検討いただきたいなど。

先ほど言ったように、こちら辺から売りたい人は言ってなどというのだけではなくてね、やっぱりちょっと近場を歩いて、御意見を聞いて、よかったら貸してもらえないかなということもまずやらないかなとそんなように思います。

あんまりがたがた言っても仕方がないので、ちょっと条例のほうで、先ほど皆さんが言われておるように、私もそう思っておりますけれども、例えば禁止区域に放置してはならないみたいなことがあってね、それが即撤去ができるというようなことがあるんですけどね、やっぱり撤去するのはわかるんですけど、放置をした人間をどう取り締まるかということが1番大事なので、放置自転車と言うのがいいのか、不法投棄と言うのがいいのか、こちら辺はよくわからないところがあるんですけど、例えばポイ捨て条例にしても、不法投棄にしてもこれだけの罰金があなたにかかりますよというようなことをしないと、先ほど言われた、見つけてどうのこうの、1,000円でいいとかね、例えば原動機付自転車なんというものは、これナンバーを外して置いておいたらね、だれが処分するんやと、こんなもんまで市が抱えておいたら大変なことになるのかなと。

例えば七夕の掃除なんかでも、どぶ川の中に原付の単車が1台ほってあるようなことがありますよね。これもやっぱり市の費用で解決していかないかとなると、やっぱりそれを捨てた人間ですよ、捨てた人間にはきっちりとした罰がありますよと。市の中でそこまでの追求は難しいにしてもね、やっぱり条例を書いたときには、そういう罰則規定というのはしっかり設けておいたほうが、1,000円、2,000円ですみすよというみたいな話じゃなくて犯罪なんやと、これはもう徹底的に追及するよというようなことまで書かんと、先ほどの工村委員が言われたように、なかなかそういうものはなくなるんじゃないかなと私は思いますんで、これは、まだ案ですので、やっぱりその中に、ちょっときついこともしっかりと書いてですね、捨てたらいかんのやよと、放置自転車自体が捨てておると一緒ですよ、自分がいるのならちゃんと持って帰るし、いらんのだからそこへ捨てておるわけじゃないですか。せっかくの駐輪場が自転車の、まあ言うたら粗大ごみのときに山ほどごみが出ますよね。その中でも、例えば盗んできた自転車が捨ててあることもあれば、うちが不要なんでということで、じゃあ駅へ1回乗っておいて、そこへ捨てたらいいというようなことにならんように、やっぱりそういうことはきっちり市民に知らせてですね、必ず追求しますよぐらいのことで、あなたはこれ罪ですよとというようなことまでしっかり書かんと、なかなか放置自転車はなくなると思いますし、先ほど世古口委員も言われたように、やるんやったら短期間中に、例えば3日間の放置があったら全部撤去すると、そういうことをしてなくしていかんと、何カ月にも一遍やったらええやないかとい

うふうじゃなくて、やるんやったら徹底的に、札をはって3日間以上置いてあったら撤去しますということであれば、自転車の台数も減ってくるんじゃないですかね。それをやっぱり何か月に一遍やということで、どんどん古い自転車がたまっていくような状況はいかんとと思うんで、最初は少しお金がかかるかもわかりませんが、やるんやったら徹底的に、早いうちに芽を摘んでいくほうがいいかなと私はこう思います。御意見だけ申し上げて終わります。

◎小山委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎小山委員長

他に御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。

一級河川宮川の改修その後の経過について

◎小山委員長

次に、報告案件に入ります。

「一級河川宮川の改修その後の経過について」の報告をお願いします。

監理課副参事

●村山監理課副参事

それでは「一級河川宮川の改修その後の経過について」御報告申し上げます。

資料2-1を御高覧ください。

「1 宮川左岸高水敷利用計画の策定について」御説明申し上げます。

1の計画策定の経過でございますが、平成22年6月11日の産業建設委員協議会で、宮川左岸高水敷の利用計画策定の進め方について御報告させていただきました。

前回、平成24年6月7日の産業建設委員協議会では、宮川左岸高水敷利用計画の課題といたしまして、未買収地が6点、点在している状況となっております、土地利用に支障が出ると御報告をさせていただきました。

今回、高水敷の管理者でございます国土交通省三重河川国道事務所と協議しましたところ、当面御遷宮に係る外宮周辺の交通対策の一つとして、宮川左岸高水敷をバスの臨時駐車場として利用していこうという方向性が示されましたので御報告させていただいております。

宮川左岸高水敷利用の進め方（予定）でございますが、平成 25 年度から平成 27 年度は、外宮周辺の交通対策の一つといたしまして、バスの臨時駐車場や、また、花火は毎年行われておりますので、花火大会等の会場として利用いたします。

また、パブリックコメント等の意見を参考に、その後に公園として利用できるように整備のためのメニューを引き続き検討していただきたいと思っております。

あわせて、資料 2-2 も御高覧ください。

今回、国によりまして、県道伊勢大宮線からの乗り入れにつきまして、中須町バス停前の箇所につきまして、バスが高水敷に安全に下りられるように舗装整備をしていただきます。また、赤い点線で囲いましたバスの臨時駐車場の碎石による整地も、国のほうで整備させていただきます。臨時バスの駐車台数は、100 台程度を予定しております。

また、最近、朝、夕ですが、高水敷は、ウォーキングされる方が多く、安全に散策できるように、外周の散策路について、国へ要望していきたいと考えております。

次に、緑の部分、森林ゾーンについてでございます。

平成 23 年度には、国の事業で、間伐や粗大ゴミの撤去、周辺の園路の整備を行っていただきました。平成 24 年度も引き続きまして、下枝払いとかの整備を進めていただくというような予定となっております。

次に、資料 2-1 の 2 ページ、裏側ですがお願いしたいと思えます。

「2. 宮川右岸堤防改修計画について」引き続き御報告させていただきます。

平成 24 年 6 月 7 日の産業建設委員協議会では、宮川右岸堤防改修対策協議会を立ち上げまして、国との意見調整を図った結果、JR 参宮線の宮川橋梁付近から上流部の宮川堤の改修について、国が改修計画を進めるという御報告をさせていただいたところでございます。

その後、地元中島地区自治会連絡会で、平成 24 年 6 月 16 日及び 12 月 17 日に事業計画につきまして、国により報告がありました。

あわせて、資料 2-3 を御高覧ください。

国から示されました改修方針の概要でございます。

大きく 3 つのブロックに分けて考えることができます。向かって左側の宮川橋付近から、御説明いたします。オレンジ色で示されたところでございます。左下の断面図をごらんください。黒で書かれた線が現況の堤防でございます。この部分は、石垣程度の堤防しか現在ございません。赤の線で示したように、堤防を現在の位置で大きく拡幅いたします。それに伴いまして用地買収が必要となってまいります。

次に、度会橋の下流部ですが、黄色で示された部分です。この部分は、宮川の川幅が広く取れるところですので、中央下の断面図もごらんください。黒い線が現況の堤防です、赤い線のように現在の堤防は環境束帯として残し、川側に堤防を大きくします。ということで、この部分は、堤防を川側に広げられますので、用地買収は、発生しません。

最後に、度会橋の上流部、赤で示された部分でございます。この部分は、宮川の川幅が

狭く、狭窄部となっており、堤防の川側への前出しが困難な区間となっております。右下の断面図をごらんください。赤い線のように堤防を町側に大きくする必要がございます、ここは用地買収が伴います。以上が改修方針案の概要でございます。

「4 名勝宮川堤の保存管理について」ということで、申し訳ございませんが、資料2ページ目のほうへお戻りください。

4の名勝宮川堤の保存管理について御報告させていただきます。

御承知のように宮川堤は、古くから桜の名所として知られております。昭和12年6月30日付けで、三重県名勝、「宮川堤」に指定されておりました。今回の改修計画を踏まえ、三重県教育委員会の御指導により、伊勢市は、保存管理指針を策定し、名勝宮川堤をこれからも適切に保存して次の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

「5 今後の進め方（予定）」でございます。平成24年度は、市民向けの工事説明会を2月21日予定させていただいております。また、用地買収が伴いますので地権者の御理解を得ながら用地調査を進めていきます。

平成25年度からは、用地買収と堤防改修工事を着手したいと、このように国土交通省三重河川国道事務所様からはお聞きしております。

以上「一級河川宮川の改修その後の経過について」御報告させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎小山委員長

本件は、報告案件でございますが、特に御発言がございましたらお願いします。

世古口委員。

○世古口委員

ちょっと聞かせていただきます。

計画策定の経過ということで、土地の利用計画で先ほど説明があったわけでございますが、バスの駐車場として利用するというので、パークアンドバスライドで、ここからまた外宮、内宮へ人を運んでいくという理解でいいわけですか。

◎小山委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

ここは、今の計画は、パークアンドバスライドではなくて、外宮さんへ観光客、特に1日神領民の方とかがたくさん見えて、その空のバスを外宮の近くに置いておくということがなかなか困難ですので、お客さんが降りていただいて、そのバスをここへ運んで、また時間が来たら迎えに行くというふうに考えております。

◎小山委員長
世古口委員。

○世古口委員
了解。そしてもうひとつ、グラウンドというか、計画については中止しておるのか、先送りされておるのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

◎小山委員長
監理課副参事。

●村山監理課副参事

皆さんに御心配をおかけしておるんですが、この件につきましては、パブリックコメントの意見もいただいておりまして、今検討中ございまして、特に野球場ですね、増面と
いいですか、そういう方向で考えたいではおるのですが、先ほども御説明させていただきましたように未買収用地が6筆という数字ですが、点在しておりまして、なかなか土地利用がなかなか難しいところがありますので、用地買収も進めながら引き続き検討していきたいと思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

◎小山委員長
他に御発言はございませんか。
上田委員。

○上田委員
私は、右岸のほうで概要が出されたので、まず度会橋の上の構図ですね、これ、この場所は、がまといつて、ここの中の水が住民側のほうに吹き出してくるという話があったように聞いておるのですが、それはどういう形で進めるわけですか。

◎小山委員長
監理課副参事。

●村山監理課副参事

今のお話は、宮川推移が上がると、がまといつて後ろに吹き出してくる場所があるということ
ことございまして、そこも対策を、工法を国交省のほうで考えていただいておりまして、
対策をとってやっていきたいと思っております。

◎小山委員長

上田委員。

○上田委員

もう一遍確認ですが、この一番右手の下の図には、そういう工法の形というのは現れていないが、ここに何か打ってとめるような形にしないと、川側のほうはそのままの状態に住民のほうへどんどんと土地が拡張するような形だけやけども、それで直るのですか。

◎小山委員長

監理課副参事。

●村山監理課副参事

実はこの工法につきましては、現在まだ検討中ございまして、今日お示しさせていただいているのは、こういうふうに堤防の線がこういうふうに動くということをお示しさせていただいておりますので、詳細な工法につきましては、これからお話できるということだと思います。

◎小山委員長

上田委員。

○上田委員

工法はわかるのですが、説明会を地元にしよという、2月21日ですか、言っておるのに、これ今、私らが聞いてもこれから検討しますとあって、地元の説明会に入っていくわけですか。

◎小山委員長

都市整備部次長。

●高谷都市整備部次長

上田委員、御指摘の水の、がまの対策ですが、今国交省のほうで周辺の井戸を調査しておりまして、がまを防止するためには矢板等を打たないけませんので、どういう矢板を打つと影響するかというようなところも検討してもらっておりますので、そうしたところもまとまりますと、また地元の方に御説明もできるのではないかと考えております。

◎小山委員長

上田委員。

○上田委員

わかりました。地元説明会のときまでにはそういう工法等の、いろんなこういう立ちのきがかかってくるような場所であればシビアな形で、そこまでしなくていいという線の境界とか、そういうのが出てくると思うんですよね。

だからその辺のところを、やっぱりこういう工法をするけれども、こんだけの土地が、のり面があるんやというような形を、きちっとしてあげないと、いや何でもかんでもこっちで広げたら直るんやという話ではいかんと思うんで、そういうことをきちっとデータをつくった状態で説明会に入って行ってほしいなと思っております。

それともう1点、私が過去に一般質問でさせていただいたように、この新しい概要はわかるのですが、これの今までやっていただいた堤防の内水面のことは今後どういうふうな形で触れられるのか、ちょっとお聞きします。

◎小山委員長

副参事。

●村山監理課副参事

議員仰せのところは、平成23年9月5日の台風12号によりまして、内水で被害が出たということをごさいまして、内水対策につきましては、この24年度に国土交通省様におきまして、内水対策の検討を行い、業務委託をさせていただいております。

年度内に成果をまとめて報告をしていただくというように聞いておりますので、それも踏まえまして、治水対策としまして、国、県、市が協力して進めていきたいと、内水対策を進めていきたいと考えております。

◎小山委員長

上田委員。

○上田委員

最後になりますが、そういう形で今後とも決まり次第、的確に報告案件として出していきたいと思っておりますのでお願いいたします。

◎小山委員長

品川委員。

○品川委員

先ほど言われたグラウンドの話とか、そんなんはね、やっぱりこういうときは同時に

されるべきやと思います。

今までそうやっていって報告してね、こういうふうなことが、高水敷の公園ができますよとあって、いや、今現在はこれだけの人がまだ買収できていないとか、そういうのが、できたらこういう機会ですのでね、駐車場に整備するだけの話ではなくて、現状を1回報告してやっていただきたいと思いますし、先ほど上田委員が言われたように工法についても、当然私ども心配しておるのは、地下水系がどうなっていくかということで、国交省のほうも井戸水の調査を全部していただいておりますということですね、そういうのは住民にわかりやすく説明をしていただきたいのと、これ心配されておるのは桜が結構伐採されます。古い桜を切って新しい桜を植えて、たぶん宮川を百選に残るようになっていただけたらと思うので、期待はしておりますが、やっぱりそういうこともきっちりわかりやすく皆さんに報告せんと、先に桜はどうなっていくんやなというだけの話で進むといけませんので、そこら辺の情報提供をしっかりとやっていただきたいと思います。

◎小山委員長

他に御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎小山委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。
会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後2時 6分 休憩)

(午後2時17分 再開)

伊勢市土地開発公社の今後のあり方

◎小山委員長

休憩前に引き続き会議を始めます。

「伊勢市土地開発公社の今後のあり方について」の報告をお願いします。

開発公社事務局長。

●渡邊用地課長 (伊勢市土地開発公社事務局長)

それでは、伊勢市土地開発公社の事務局を併任しておりますことから、私の方から「伊勢市土地開発公社の今後のあり方について」御報告申し上げます。

伊勢市土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」、通称公拡法というものに基づいて昭和49年4月、伊勢市が100%出資して設立された特殊法人でございます。数々の公共事業に関与し成果を挙げてまいったところでございます。

主な成果といたしましては、伊勢自動車道路事業や勢田川改修事業などに伴う移転代替用地の確保・提供でございます。それから皆様のお力添えで昨年12月16日に開通いたしました秋葉山高向線―通称南北幹線―でございますが、それやら日赤神田線をはじめとする都市計画道路事業用地の確保・提供をしてまいりました。

その他には、下野工業団地、円座工業団地などの企業誘致・産業支援事業用地、進修小学校、宮山小学校をはじめとする学校用地、そして、いせトピア用地など数々の事業に貢献し、市税収入の増、雇用の拡大という面や道路・公園等の社会資本の整備を円滑に進めるなど、地価が上昇し続ける状況下においては大いにその効果を発揮・貢献してきたところでございます。

しかしながら今日、長期にわたる景気の停滞やバブル崩壊後の地価下落の影響を受け、公社による公用地の先行取得の必要性が薄れてきているとの御指摘や、公社そのものの存続について全国的な課題となっているのが実情でございます。

三重県下のおきましても、志摩市が平成23年3月15日に、名張市が昨年、平成24年10月9日に解散したところでございます。また四日市市をはじめとして、公社の経営健全化計画を強力に推し進め、保有地の大幅な削減を行っている状況となっております。

こうした状況を踏まえ、伊勢市土地開発公社の今後のあり方についても一定の社会的役割並びに所期の目的は達成したことから、平成27年度での解散を目指し計画的に規模の縮小を図っていくことが必要であると判断した次第でございます。

下記に記載の土地開発公社保有地、平成24年11月30日現在のものでございますが、その買い戻しを順次実施し、計画的に規模の縮小を図ってまいります。そして平成26年度末までに解散について最終判断し、平成27年度に解散手続きを行ってまいりたいと考えております。

参考といたしまして、総務省報道資料、平成22年度土地開発公社事業実績調査結果概要を添付しましたので、御高覧賜りますようお願い申し上げます。

なお、正式な解散となりますと土地開発公社理事会の議決、伊勢市議会の議決、三重県の解散認可などを含めた諸手続きが必要となってまいりますので、時期がまいりましたら正式に議会に御報告・御審議をお願いしたいと考えております。

以上、伊勢市土地開発公社の今後のあり方について報告させていただきました。よろしくようお願い申し上げます。

◎小山委員長

本件は報告案件でございますが、特に発言がございましたらお願いします。

工村委員。

○工村委員

報告案件ですので、ちょっと簡単にお聞きします。

土地開発公社がなくなるということで、非常に大きな政治判断がこれから必要になってくると思います。その中で、これちょっと今回のというわけではないですが、まだまだ伊勢には単独のデータが、これに関するものがあると思います。26年度の最終判断、あるいは、25年度からのうちの買い戻しという実質的な作業に入ってくるという形の中で、これについている総務省の、インターネットから拾ったような資料だけですよね、実際。それで、伊勢単独の、例えば塩漬けになっているような土地とか、いろんな内容のものがあると思います。

これから、25年度の保有地の買い戻し、あるいは26年度の最終判断に向けまして、ある程度の資料は総務省のこんな資料ではなしに、伊勢単独の資料として、これから提示してもらえることはできるのかどうか、非常に大事なことだと思いますので、その辺だけ確認をお願いいたします。

◎小山委員長

事務局長。

●渡邊用地課長（伊勢市土地開発公社事務局長）

公社の今の保有地といたしましては、資料の一番下に掲載しております事業所でありまして1と2、それから保有地であります1から5ということでございます。

詳細に関しましては、いろんな資料をとということでございますので、今後調達をいたしまして必要であれば御提示していきたいと思いますが、保有地としては、今御説明させていただきました7件ということでございます。

◎小山委員長

工村委員。

○工村委員

議会としてもある程度の判断をしていかないかんうえで、市の重要な財産ですので、細かい資料を御提供していただいて、皆さんが判断できるようによろしくをお願いします。

◎小山委員長

品川委員。

○品川委員

ただ、ちょっと心配なのは、これから大きな、都市計画であるとか、都市開発があったときに、若干、これ用地課さんでいいのかなという部分もあるので、ちょっと気になるところなので、そこら辺のところだけどう考えておられるのか教えていただければありがたいかな。

◎小山委員長

事務局長。

●渡邊用地課長（伊勢市土地開発公社事務局長）

用地課長としての部分も含めてお話をさせていただきたいと思います。

現在、用地取得に関しましては用地係で3名配置させていただいておりますが、今回公社が平成27年度に解散していくという目的を持っておりますので、もう少し、先行買収に関して、職員の増強であるとか、そういった土地に関する知識のあるものを別途採用ということも含めて考えていく必要があるのかな。充実していく必要があるのかなと、そんなふうに思っております。

◎小山委員長

品川委員。

○品川委員

それとですね、開発公社がなくなったあと、財産の移譲というのかな、どこの所管になっていくのかなと。例えば神菌工業団地であると、工業用地という縛りがありますよね。これはじゃあ、どこの所管にもっていくのか、全部普通財産にして、管財にもっていくのかというところが、ちょっと先がどうなるのかなという思いがあってですね、企業誘致課が、じゃあ工業団地はこういう縛りがあって、これはとれないんです。これは普通財産に戻せないで、そういうずっと工業にして、企業誘致だけで縛るのか、もっと他の用途があったら売却できるのかというところの詳しい規定はわからないので、ざっとで結構ですので、どこの所管になっていくのかなというところがわからないので。行政財産で道路とかは都市整備とかが持つのであろうけど、その辺がわからないので。

◎小山委員長

事務局長。

●渡邊用地課長（伊勢市土地開発公社事務局長）

それでは、御説明申し上げます。

一番下の保有地を見ていただけますでしょうか。今おっしゃっていただいたような事業中、1と2に関しましては、事業を今実施している状況でございます。これは基盤整備課、都市整備部の基盤整備課になります。

下の1、2、3、4、5でございます。横輪町につきましては基盤整備課、工業団地整備事業、2番でございます。これは神菌工業団地でございますが、今のところ産業支援課になろうかと考えております。3番目の市単土地改良事業でございますが、これは農林水産課でございます。4番目の公共用地代替用地につきましては、都市整備部、私どもには結構だと思います。これから代替用地として関連してまいりますので、用地課で保管または代替地としても活用していきたいと思っております。

5の旭町用地でございますが、宮山小学校の関係でございまして、基本はまず教育委員会のほうで所管ということで、将来的にはどうしていこうかと。ただいま実は一般競争入札で、この売却も進めていると、粘り強く対応していく必要があるのかなとそんなふうを考えております。

◎小山委員長

品川委員。

○品川委員

先ほど言われた旭町なんてのは、学校のためにね、学校が一番ど真ん中のいいところをとってね、端っこが残ってしまつてというようなところもあつて、しっかりとここらへんも対応していただいて、できるかぎり売却をしていただいて、市が持たないように努力していただきたいと思つています。

◎小山委員長

他に御発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎小山委員長

御発言もないようでありますので、本件については、この程度で終わります。

伊勢都市計画道路（高向小俣線ほか）の変更について

◎小山委員長

次に「伊勢都市計画道路（高向小俣線ほか）の変更について」の報告をお願いします。

都市計画課長

●森田都市計画課長

それでは都市計画道路高向小俣線ほかの変更について御報告申し上げます。

本日御報告いたしますのは、平成19年度から23年度にかけて行いました都市計画道路の変更において、都市計画決定に必要な協議が未了のため保留になっていました2路線についての協議が完了しましたことから都市計画の手続きを再開するものでございます。

この手続きにつきましては、平成22年6月11日に開会いただきました産業建設委員協議会におきまして、第2段階で検証を行ってきた路線の伊勢都市計画道路変更案をまとめ、都市計画の手続きを進めていくことを御報告申し上げたところでございます。

それでは、1ページをごらんください。都市計画変更のスケジュールでございます。

都市計画道路の変更は、平成19年11月9日の第3回都市計画審議会からスタートし、第1段階として都市計画道路7路線の廃止、第2段階として11路線の変更を行い平成23年の8月19日の都市計画決定の告示を最後に一通りの手続きを終了したところでございます。

しかし、本来この第2段階の手続きの中で変更する予定であった都市計画道路高向小俣線、及び一之木常磐線については、協議が長引いたことから素案の縦覧までは行ったものの案の縦覧時点では2路線を保留し、残る11路線で手続きを進め完了させたものでございます。

この協議は、現在の宮川橋の老朽化により橋の架け替えの必要があることから路線をJRの下流に変更して手続きを進めるために必要なものですが、新たに建設しようとする橋はJRの橋から200メートル以内と近接していることから、国土交通省との協議に約2年近い歳月を要することとなり、昨年12月19日によりやく都市計画道路の計画決定に必要な協議が完了したものです。

次に2ページをごらんください。

これは、今までの経緯を図面に表示したものでございまして、緑色の点線が第1段階として平成22年4月に廃止しました7路線です。紫色の点線及び実線は、第2段階で平成23年7月及び8月に変更しました11路線です。そして、今回、手続きを再開しますのが赤と黄色の路線で、赤が変更後、黄色が廃止路線としてそれぞれ予定しているものです。

次に3ページをごらんください。

都市計画道路高向小俣線及び一之木常磐線の詳細図面でございます。

赤く塗りつぶしてありますのが宮川橋相合橋線を高向小俣線に名称変更し、現在の宮川橋に替わって新たに橋梁を建設する計画の路線でございます。この区間の東側は、御菌町高向の都市計画道路秋葉山高向線との交差点、西側は小俣町元町の下卯起宮川駅野依橋線の交差点で、延長は1,680メートル、幅員は基本が16メートル、橋梁部は14メートルを計画しています。

続いて、黄色で着色された路線については、宮川橋の左岸から西側が宮川橋相合橋線の

廃止区間、宮川橋左岸の東側が一之木宮川橋線の廃止区間となっています。一之木宮川橋線は、秋葉山高向線の側道が終点となることから名称を一之木常磐線と変更する予定でございます。

次に1ページにお戻りください。今後のスケジュールでございます。

平成24年度、平成25年度の網掛けのところをごらんください。

平成25年2月15日から3月1日に案の縦覧、3月15日には第27回都市計画審議会を開催していただく予定をしています。3月26日には、三重県の都市計画審議会が予定されており、それぞれ御答申をいただきましたら4月には都市計画決定の告示をしたいと考えております。

なお、都市計画道路高向小俣線につきましては、先ほども申し上げましたとおり宮川橋の老朽化により架け替えが必要であるとのことから幹線道路としての緊急度が高く、来年度は事業着手に向けての調査をいたしたく、都市計画の手続きを速やかに進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎小山委員長

本件は報告案件でございましたら、特に発言がございましたらお願いします。

世古口委員。

○世古口委員

ただいま説明をいただきましたが、若干質問をしてみたいと思います。

その前に南北幹線道路の開通によりまして、市内の車の通行がよくなったということで、非常によい評判をあちこちで聞いております。

そうした中において、高向小俣線、県決定ということで、事業着手については来年度にかかりたいというような説明があったわけでございますが、これに対しまして、住民説明会と申しますか、私も地元でございまして高向の関係で地元の道路になってきますので住民説明会とかそういったものにつきましてはいつ頃予定されておりますか、その辺をお聞かせください。

◎小山委員長

都市計画課長

●森田都市計画課長

これにつきましては、ただいま都市計画決定の変更の手続きということで進めさせていただいておる段階でございまして、実際に工事等の説明会につきましては、今後日程等は調整させていただくことになるかと思いますが、今のところ手続きを進めさせていただきたいというところですので、まだ日程等は決まっておりません。

◎小山委員長
世古口委員。

○世古口委員

日程は未定ということですね。そしていろいろ住宅の密集したところを通りますので、高向の関係につきましては、一部高架になるということも聞いておるわけですが、そうなってくると立ち退き問題とか、いろいろな問題も絡んできますので、どれくらいの立ち退き住宅が出てくるのか、その辺につきましてお示し願いたいと思います。

◎小山委員長
都市計画課長

●森田都市計画課長

今回変更をかけます区間につきましては橋梁部につきましては、橋の形態にはなるのですが、宮川右岸の堤防のところでは平面交差になる予定でございまして、そこから高向のほうへ向かいまして、南北幹線のところも平面交差になる予定でございまして、その間にあります住宅もしくは用地等につきましては今後測量等をしないと面積またその対象者等も明確にはなりませんので、それからの話になろうかと思っておりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎小山委員長
世古口委員。

○世古口委員

八日市場高向線のところから、くると思いますが、それから近鉄の線路をまたぐということで、その辺が高架になるのではなかろうかなということもちょっと耳にするわけですが、やはり非常に住宅が密集したところもございまして、問題のおこらないように対応していただきたいなと思います。

◎小山委員長
品川委員。

○品川委員

宮川町を抜けていくところの都市計画道路が廃止になって、今度新しいところが都市計画道路としてできるというふうになりました。これについては先ほどちょっと申されたよ

うに、橋を建てる位置が、国交省のほうで了解をえたので、ここだったらいいということで都市計画道路も変わったというようなところ、ここら辺の流れがちょっとわからないので、ちょっとしっかりと流れを説明していただきたいと思います。

◎小山委員長
都市計画課長

●森田都市計画課長

まずこのお話につきましては平成22年度までいくのですが、22年度にこの・・・、1ページをごらんいただきたいのですが、1ページの平成22年度の第2段階のところにおきまして、都市計画素案の縦覧というのをあげさせていただいております。この段階で、このルートで変更を進めたいということで、国交省との協議を行ったわけですが、その段階でJR線との距離が非常に短いということで、近接橋という形で、なかなかこのルートでいいという了解を得られなかったということで・・・。

◎小山委員長

課長、質問の意図はですね、この黄色の旧都市計画道路から、赤い道路になったその経緯というか、何でこうなったのかということです。

●森田都市計画課長

こちらの線につきましては、この都市計画のマスタープランの中で市街地の交通を円滑に処理するというので、内環状とか外環状、また地域交流軸等というのを位置づけております。この当該路線につきましては、地域交流軸に該当する路線ということで、外環状に位置づけました秋葉山高向線にアクセスしない構想となっておりますために、伊勢市全体の都市計画道路を見直す中で当該路線の起点地を変更しまして、秋葉山高向線とアクセスさせるとともに内環状という地区に位置づけて、元々の高向神田線を接続させることによって、市街地の東西軸というのを形成して効率的な道路ネットワークを形成させようというふうに考えたところです。そのルートが今のこの赤いルートということになっております。それに伴いまして、ちょっと事業も進んでおりませんでしたこの一之木宮川橋線におきましては、このネットワークの中では補助幹線道路という位置づけをさせていただきまして、この秋葉山高向線のところで一たんめらせていただいて、あと交通の、ここに来ていました交通につきましては、今度新しく出るルートへさせていただくということで道路のネットワークをちょっと変更させていただいたということでございます。

◎小山委員長
品川委員。

○品川委員

私も都計審にいましたので、わかっておるんですけど、できるかぎり市民の皆さんにどういう理由でこうなったんやろなということがわからんと、いかんのかなということがあって、今お聞きしたのですが、当然、中では橋脚と橋脚の間が短すぎると橋は建てられないということも出ていましたし、それがクリアできたんやなということがわかりますしね、当然今のほうの都市計画にいったら立ち退きのあれも少なくなって、当然都市計画としては一番先行してやらないかん重要地点として決めていますのでね、できたら何年何月を目標にしておるとか、それと例えば、今もう一本の橋が岩出のほうに架かるとすれば、これが実は先になりますよとか、そういうようなことをきっちりと言っていたらと、何かここはここで、都市計画で変わったよというんじゃなくて、後は古い宮川橋をどうしていくのかとか、だからそういうふうなことをちゃんとお話をしてもらえるとひとつで飲み込めますけれども、ただこのところで路線が変わったんよというだけでは、ちょっと報告としてもちょっともったいないかなと。

せっかくの機会ですからみんながわかるように、実は今伊勢としては2つの橋が考えられておって、岩出のほうが先に橋は架かる予定だと、それは架かる予定かどうかは知りませんよ。まあ一応、そちらのほうが先ですよ。そして秋葉山のほうから南北幹線ができたので、ちょうどこのところが非常に交通の便がいいようになって都市計画としては進めたとか、やっぱり市民が聞いてわかりやすいように話をしていただけると非常にいいのかなと。先ほどの高水敷の話じゃないですが、せっかく報告をするのであれば、大体の全体像をこういうふうになりますよということを御説明いただけると非常に丁寧なんかなとこんなことを思っ言わせていただきましたので、まあひとつ簡単にわかりやすく御説明をしていただければと思います。

◎小山委員長

次長。

●高谷都市整備部次長

私のほうからは全体の説明をさせていただきます。

まずは、宮川橋につきましては、これは市道でございますので、市が整備する必要がございます。そのために国と今協議をさせていただいております。

議員今御指摘の宮川架橋につきましては、現在度会橋からサニーロードの橋まで約7.2キロありまして、その間に橋はございません。今伊勢市と玉城町と度会町と宮川架橋の協議会を持っておりまして、これは、商工会議所の方も入っていますし、各市町の議長さん首長さんも入って協議をしておるところで、これは広域的な道路ということを目指しております。この広域的な道路ですので、宮川架橋のほうは、これは県道と県道をつなぐ道路

ですので、県道としてお願いしたいと要望しておりますので、宮川橋につきましては、これは市道でありますので、先ほど都市計画課長から御説明しましたとおり、ひとつの環状線の軸ということで考えておまして、その時期的なものです。まず優先的なものはやっぱり宮川橋のほうが平成27年度で占用が切れますので、それと非常に大きな財源が要りますので、合併特例債のある時期にやる必要があるのではないかと。

宮川架橋につきましては、これは県道ということで要望しておりますので、その辺は県と調整しながらいきたいというふうに考えておるところでございます。

◎小山委員長
品川委員。

○品川委員

具体的に27年ということが出されたので、27年に着工するということですか。完成するということですか。

◎小山委員長
次長。

●高谷都市整備部次長

今の河川の基準でいきますと、今の宮川橋は許可なりません。けれども、新しい橋が計画をされるということであれば、今の橋を暫定的に供用開始ができるということを伺っております。ただし今の宮川橋につきましても、今構造の長寿命化の調査をしておりますので、その結果がもし悪いと出ましたら、場合によっては通行止めも必要になってくるのではないかとというふうなことを考えております。そういった状況でございます。

◎小山委員長
品川委員。

○品川委員

あのね、今言われたことですけど、ただこちらに橋を建て替えてこちらのところに都市計画道路ができて、橋ができますよと。市民としては、あの橋はどうなるんやろなというところも説明したらんと、今こういう調査が入っておって、調査結果が悪かったらあそこは通行止めになりますよと、ひょっとしたら橋も撤去してしまうかもわかりませんよということも言わんとね、古い橋を残しておいて、新しい橋ができて、両方使ったらええないかといったら、新しい橋をつくる意味があるかといってくると、当然言われた東西の道路幹線としてこれは有効なんやという理由しかつかなくなるので、そういうことを細かく

上手に説明してください。

中には、私ら計画の中に入っておった人間は説明を受けておるので大体わかるのですが、急にこうやって言われて、こうなりましたよ、ここ廃止になりましたよ、これできましたよ。何でなんやろうという、当然まず宮川のほうへ抜いていこうとしたらずごい立ち退きもいりますし、時間もかかるということもありますよね。今度のときになったらほとんど立ち退きもなしで、ほとんど田んぼのところを用地買収してそうやってやればいように、ええ道になるんやろと思いますけれども、そういうことがあんまりわからんと、ここらへんでぱっと言って、こうなりましたよとって、それではわかりましたというだけではいかんでね、できるだけそういうことを、ちょっと丁寧な説明をしていただけるとありがたいかなと思っておりますので、よろしく今後ともお願いします。

◎小山委員長
部長。

●宮田都市整備部長

私どもこれからですね、もう少し丁寧に順序をおってですね、これからは説明したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

◎小山委員長
他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎小山委員長
御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。

内宮周辺伊勢市営有料駐車場利用者特典について

◎小山委員長
次に内宮周辺伊勢市営有料駐車場利用者特典についての報告をお願いします。
観光企画課長。

●北村観光企画課長

それでは「内宮周辺伊勢市営有料駐車場利用者特典について」を、御報告申し上げます。
資料5をごらんください。

これは、内宮周辺伊勢市営有料駐車場を御利用していただいた方で領収書が発行された方が、市内等を周遊し、長時間滞在していただくことを目的としており、領収書を提示すれば、指定の観光施設、店舗等でそのお店の特典が受けられるというものであります。

経過としましては、平成24年11月から伊勢志摩スカイラインさんが内宮周辺伊勢市営有料駐車場の領収書の提示で通行料を割引くことを実施しました。その後、他の観光施設や店舗においてもその店舗に応じたおもてなしができないかという御意見をいただき、伊勢市観光協会さんや伊勢商工会議所の会員の皆様にそれぞれの事務局から周知をしていただいたところ、別紙チラシのとおり約50店舗の御協力をいただいたものでございます。

利用期間は、平成25年1月24日～平成25年3月31日までで、駐車場領収書の有効期限は、利用していただいた日を含め3日間でございます。

また、複数店舗での利用が可能であります。同一店舗で他の割引との重複利用はできません。

別紙チラシの設置場所は、内宮B駐車場内「宇治おやすみ処」、内宮前の「美し国観光ステーション」、伊勢市観光協会風餐亭、市内各案内所、下り方面東名阪安濃サービスエリア、別紙協力店舗などでございます。

以上、内宮周辺伊勢市営有料駐車場利用者特典について御報告申し上げます。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎小山委員長

本件も報告案件でございますが、特に発言がございましたら・・・世古口委員。

○世古口委員

報告を聞きまして、大体理解できるわけですが、やはり1月24日から3月31日ということで日が切られておりますが、これについては他の条件に合わせてというようなことで聞いたわけですが、こんなええこと何で継続してやらないのですか。

◎小山委員長

観光企画課長。

●北村観光企画課長

1月24日から開始をさせていただいたわけでございますが、いいことということでご意見をいただきましてありがとうございます。

ぜひ継続はしていきたいと思っておりますので、来年、また新たに広域の部分の観光施設等の皆さんにも一緒に入れていただきたいという御要望もございまして、そういう面も含めて、また検討していきたいというふうに思っております。

◎小山委員長
世古口委員。

○世古口委員

やはりこういうことは、内宮さんも駐車場もずっと将来続いてくものですし、当然そうなると思いますので、やっぱりこういうことは継続してずっとやっていかないかんし、そしてまた50店舗という説明があったわけですが、やはり伊勢市全体の店舗を対象にしてやれば、そのことによって潤う店も出てきますし、そしてまた観光客も限定の店ではなく、どこへ入っても割引がきくんだということで双方がいいんじゃないですか。やるのならそこまでやらないと駄目ですよ。こんな、期間を限定したり、店舗はこれからふやしていくと思いますが、やっぱりこの問題については積極的に、いいことだと判断しますので進めていただきたいなと思います。

◎小山委員長
品川委員。

○品川委員

まあ、いいことなのでしょうが、私がちょっと心配しておるのは、それなら産業建設委員会の所管事務である宇治浦田の駐車場の料金の見直しというのが、現在やられておらないかんのに、何か時期的にちぐはぐやなというような思いをします。

実施されてから1年経過して、1年後に見直すというようなことで、本来なら今現在、宇治浦田の駐車場料金についてここで議論をしておらないかと。こういう施策は当然民間の方がやっていただけるので、行政がお金を出してやるわけではないので、これはありがたいということは十分にわかっておりますが、行政としては、これを報告する以前に、宇治浦田駐車場料金問題について、1年間の経過をみて今後どうしていくかという会議が現在ここで開かれておらないかんのではないかなと私は思っております。

この報告自体をとやかく言うわけではないですが、ただし、この時期にやってしまって困らんのかなという部分もあります。例えば今の浦田の駐車場の料金体制ですとずっといくのであれば問題はないにしても、例えば私が申ししておりました、繁忙期だけ1,000円をとって、できるかぎり伊勢市内の方がそこへ行ってごはんを食べたりすることができるのであれば、3時間ぐらいは無料にしたらどうやというふうな話もあってですね、そこでされている中で、これをやってしまって継続するかといってくると、またこれのやり方も変わってくるんじゃないかなと。

中身を見てみると、逆におはらい町のほうの人の出店も少ないなあと。感覚としては宇治へ行った方が、実は伊勢のこちらの市街地に来て、お金を使っただけということ是非常にありがたいことですが、逆の方法も考えられますよね。

それで伊勢市としては当然外宮さんを参って、内宮さんへ行こうというふうな話もしておるのであれば、それに対する対策的な政策もまた同時に出されるべきではないのかなと思います。

今回は本来なら交通課長に申し上げたいのは、早く宇治浦田のほうの料金体系をきっちり決めていただいて、そういう協議の場所をもっていただいて、こういうものを報告していただきたいなど、そんなことですのでよろしくお願いします。

◎小山委員長

他に御発言はございませんか。

工村委員。

○工村委員

私もちょっと御質問させていただこうと思っておりました。今日でちょうど1年ということですので、改めて早急に協議会あるいは委員会を開催していただきますように委員長にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎小山委員長

その駐車場の料金体系については、私も言っているのですが、3月1日から始まりましたので、2月末をもってちょうど1年ですね。内宮前については7月からですので1年たっておりませんが、2月いっぱいをもってちょうど12カ月分の集計が出ますので、それを受けて、今後の方向性を出すようにということは言っておりますので。

他に御発言はございません

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎小山委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

伊勢市の観光PRキャラクターについて

◎小山委員長

次に「伊勢市の観光PRキャラクターについて」でございますが、この案件につきましては、複数の委員から協議会の資料にあるテーマソングを流してほしいとの意見がございまして、当局からも音楽を流すことの申し出がございましたので、委員長においてあらかじめ許可しておきましたので御承知おきください。

それでは当局から報告をお願いします。

観光事業課長。

●藤井観光事業課長

それでは、伊勢市の観光PRキャラクターについて御説明をさせていただきます。

まず資料6をごらんください。

昨年9月から広報いせや市ホームページなどで周知し、公募していました伊勢市の観光PRキャラクターの「はなてらすちゃん」のテーマソングが、このたび決定をいたしましたので御報告させていただきます。

まず、応募状況でございますが、応募作品数は全部で17曲でございます。市内在住の方が12名、県内の方が1名、県外で茨城県から1名、京都府から1名の合計で15名の方から応募をいただきました。

選考につきましては、市役所職員7名により作者非公開で実施をさせていただき、ステージなどでのBGMとして使用するキャラクターイメージ曲、お子さんたちが踊れるポップな曲、和または音頭調の3曲を今回採用させていただきました。採用曲は、資料2に記載の3名の方の作品が選考されました。

採用されました作品の著作権については、市に移管いただいておりますので、今後は、「はなてらすちゃん」がイベントに参加する際や市内の保育所や幼稚園にも配布をさせていただき、今後広く周知させていただきたいと考えております。

この後、せっかくの機会でございますので、議員の皆さまにも各局のさわりの部分だけでもお聞きをいただきたいと思いますので、今ちょっと準備をさせていただきます。ちょっとしばらくお待ちください。

[採用曲の「はなてらす」「～花をさかせて～はなてらすちゃん」「はなてらす音頭」をCDにて流す]

●藤井観光事業課長

すいません、ありがとうございます。

以上、伊勢市の観光PRキャラクターについて御報告させていただきました。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎小山委員長

本件も報告案件でございますが、特に発言があればお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎小山委員長

御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。

伊勢フットボールヴィレッジについて

◎小山委員長

次に伊勢フットボールヴィレッジについての報告をお願いします。

観光事業課長。

●藤井観光事業課長

それでは伊勢フットボールヴィレッジにつきまして御説明をさせていただきます。

資料7をごらんください。

現在、県営サンアリーナ前に整備が進められている人工芝ピッチ2面が2月末に完成をすることから、オープン前に関係者の皆様を対象に内覧会を開催し、新しい施設をごらんいただきたいと考えております。

日時は、2月28日の木曜日の午後1時から午後4時までの時間帯でございます。

次に、完成イベントについて御説明をいたします。

日時は、3月3日の日曜日、午前10時から記念セレモニーを行いまして、午前10時30分から1時間程度、小学生を対象にサッカー教室を実施したいと考えております。

そのあと、午後1時から日本女子サッカーリーグなでしこ所属の「伊賀FCくノ一」と「ジェフユナイテッド市原・千葉レディース」のオープニングマッチを開催する予定です。

定員は400名で、観覧を希望する方は、往復はがきに住所・氏名・電話番号・人数の御記入をいただきまして、私ども観光事業課のほうまで送付いただくこととなります。

なお、周知につきましては、2月15号の広報いせ、また市のホームページ等で行いたいと思います。

また、3月20日の春分の日を市民開放デーとしまして、市民の皆様にも一般開放させていただき、広く御利用いただきたいと考えております。

最後になりますが、参考までに伊勢フットボールヴィレッジの贈呈式は、2月28日の木曜日、午前11時からクラブハウス内で行う予定でございまして、また、京セラ株式会社から寄贈されます太陽光パネルの贈呈式は、サッカー場の贈呈式終了後に実施をさせていただきます予定でおります。

市議会議員の皆様には、改めて内覧会、完成記念イベントの御案内をさせていただきますので、お忙しい折に誠に申し訳ございませんが、御出席いただきますよう、よろしくお願いたします。

以上、伊勢フットボールヴィレッジにつきまして御報告をさせていただきました。
何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎小山委員長

本件は報告案件でございますが、特に発言があればお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎小山委員長

よろしいですか、はい、御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 5 分 休憩)

(午後 3 時 6 分 再開)

管外行政視察について

◎小山委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に「管外行政視察について」を御協議いただきます。

この件につきましては平成25年度の管外行政視察について実施をするか、否かをお諮りしたいと思います。

まず管外行政視察の実施について御意見ございませんか。

○山本委員

実施をして欲しいですが、それは1泊とか2泊とか、まだここではそれまで・・・。

◎小山委員長

まだ行くか、行かないか。

○山本委員

行くの賛成です。賛成や。

◎小山委員長

じゃあ行くということでよろしいですか。

それでは管外行政視察について実施することにいたしまして、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎小山委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

次に視察の日程につきまして、委員長といたしまして現在考えているのは、新年度に入って、4月中旬から下旬にかけての、連休前に済ませたらどうかなと思っておりますが、その日程について、何か御意見ございましたら。

○山本委員

早めにさ、決めてもらったら。委員長、副委員長にお任せしておきますわ。

◎小山委員長

よろしいですか、はい、上田委員。

○上田委員

時期的に4月、5月と言っておるけど、(「5月じゃなくて」と呼ぶ者あり) そんなときに行って、相手方の気持ちというのは、やっぱりうちらも4月ぐらいと言われても予算でごちゃごちゃしておるのに(「終わっとる」と呼ぶ者あり)、終わっとるけど、そういう、まだその立ち上げの形になっておるのに、もっと下げても、よかったら下げたらどうですか。

◎小山委員長

暫時休憩します。

(午後3時7分 休憩)

(午後3時9分 再開)

◎小山委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは日程につきましては、4月の中旬から下旬に実施したいと思っておりますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎小山委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

視察目的及び視察内容につきましては、御意見がございましたら、次の協議会までに正副委員長に御提案ください。

今後のスケジュールといたしましては、次の産業建設委員協議会で視察目的等を決定いたします。3月議会中の産業建設委員会で日時、視察先、視察目的等を委員会で決定します。

なお、視察目的が継続調査案件以外の内容であれば、本会議での継続調査案件とする議決が必要となります。

スケジュールは以上でございますので、御承知おきください。

以上で、御協議願います案件は終わりましたので産業建設委員協議会を閉会します。

閉会 午後3時11分